計画書

那覇広域都市計画地区計画の変更 (浦添市決定)

都市計画浦添南第一地区地区計画を次のように決定する。

	- 41 - 114 14 11 12 14 1 1	
	名 称	浦添南第一地区地区計画
	位 置	浦添市字経塚、字前田、字仲間の一部
	面 積	約 95. 5 ha
区域の整備・開	地区計画の目標	当該地区は、市南部の緑豊かな住宅地に位置し、北西側に市の行政・文化核及び商業・業務核を控え、南側は県都那覇市に隣接する、市街地としてのポテンシャルが高い地区である。また、市の総合計画に示されているウラオソイ廻廊プランでは、歴史・文化の廻廊と水とみどりの廻廊の軸を担う地区であり、地区内には国際協力事業団の沖縄国際センターが立地するという国及び県レベルの国際交流機能を有する地区である。これらのことから、現在市では本地区を"公共施設の整備と良好な宅地造成を一体的に行うことによる健全な市街地の形成を図る地区"として位置づけ、土地区画整理事業が進められている地区である。このため、本計画では上記の位置づけの実現に向けて、土地区画整理事業の効果を維持し、21世紀を担う国際市民の交流を育む都市づくりを行う。また、全ての人を受け入れられる歴史性豊かな緑につつまれた高質で高感度な住み良い都市居住地区を形成する。
発・	土地利用の方針	利便性の高い都市機能を備えた良好な都市型住宅地の形成を図るため、 地区を近隣サービス核地区、沿道地区A、沿道地区B、沿道地区C、沿道 住宅地区A、沿道住宅地区B、低層住宅地区、中低層住宅地区A、中低 層住宅地区Bに区分し、それぞれ次の方針に基づき土地利用を誘導する。
保全		1. 近隣サービス核地区 当該地区および周辺地区を対象とした良好なサービス提供施設の 立地を図る地区とする。
に関		2. 沿道地区A(国際センター線北側(幅員25m区間)) 良好な居住環境に配慮した地域型商業地区の形成を図りつつ、市 の行政・文化核と古都首里を結ぶ歴史・文化的な風格の演出を図る とともに、国際性豊かな公共施設の立地を活かした文化・交流環境 の充実に努める地区とする。
する		3. 沿道地区B(沢岻・石嶺線沿線) 広域環状道路として沿道サービス機能を一定許容し、良好な居住 環境に配慮した地域型商業地区の形成を図りつつ、市の文化・交流 核を結ぶ賑わいの演出を図る地区とする。
方針		4. 沿道地区C(下平良・大名原線、国際センター線南側(幅員18m区間)、県道153号線沿線、域外幹線沿線) 主要幹線道路と住宅専用地域との緩衝ゾーンとして商業・サービス施設等の立地を図る地区とする。
		5. 沿道住宅地区A(グリーンハイツ線沿線) 近隣サービス核地区と連携した一定規模以下の店舗・事務所等の 立地を図りつつ、それと調和した良好な住宅地の形成を図る地区と する。

区域の整備・開発	地区施設の整備	6. 沿道住宅地区B(前田線沿線) 沿道の小規模な店舗等と調和した環境良好な中低層住宅地の形成を図る地区とする。 7. 低層住宅地区 戸建住宅を主としつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用を図ることにより、緑豊かな、ゆとりと落ち着きのある閑静な低層住宅地の形成を図る地区とする。また、地区の一部に緑豊かな墓地ゾーンの形成を図る。 8. 中低層住宅地区A良好な中低層の住宅地を形成し、また一定規模以下の店舗等の立地を図り、居住環境の利便を図る地区とする。 9. 中低層住宅地区B公共施設等や一定規模以下の店舗等との調和を図りつつ、良好な中低層住宅地の形成を図る地区とする。 4. 中低層住宅地の形成を図る地区とする。 本地区は浦添南第一地区土地区画整理事業により、都市計画道路、区画道路、歩行者専用道路、公園等が整備される地区である。従って、本
発・	の方針	画道路、歩行者専用道路、公園等が整備される地区である。促りて、本計画においては地区施設のそれぞれの整備目的に従い、その維持・保全に努め、安全で快適な利便性のある都市空間の形成を行う。
保全に関する	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び各地区の土地利用の方針に基づき、次に掲げる「建築物等に関する制限」の各号を定める。また、低層住宅地区においては、これらの制限を定めつつ、斜線制限の緩和対象とすることにより、良好な街並みの形成を図る。 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の敷地面積の最低限度 3. 建築物の壁面の位置の制限 4. 建築物の高さの最高限度及び最低限度 5. 建築物等の形態又は意匠の制限 6. かき又はさくの構造の制限 7. 緑化率の最低限度
方 針	をの他当該区域の整備・開発・保全に関する方針	 市の歴史・文化の廻廊と水とみどりの廻廊の軸を担う地区として、可能な限り歴史性に配慮した勾配屋根、あるいは環境に配慮した屋上緑化を促進するものとする。 浦添市の緑の骨格に位置する地区として、文化財等の保全、及び緑環境の保全・創造に努める。貴重な樹木(大木)は現地で保全するよう努め、やむを得ない場合はリサイクル活用を検討し、そのストックの場所を確保する。 墓地ゾーンについては、住宅等の墳墓整備以外の土地利用を行わないものとし、ブロック外周の緑帯確保や区画内緑化スペースの創出により墓地緑化の推進を図る。 地下水の涵養を目的として、地区全域で敷地内に裸地部分(舗装しない部分)を確保する。加えて、貴重な水資源の有効活用を図るため、雨水利用を促進する。 近隣サービス核地区、沿道地区A・B・C、沿道住宅地区A・B、中低層住宅地区A・Bにおける広告、看板類は沖縄県屋外広告物条例に定める基準に準ずるものとする。 適正な土地利用及び良好な環境を誘導するため、当該地区内における産業廃棄物や粗大ごみ等の放置を禁止する。 良好な歩行空間の確保、交通機能の保全等を図るため、電柱の設置個所については民有地化を促進するものとする。

	1		·	T T		1	Т	Ι
		地区	地区の名称	近隣サービス核地区	沿道地区A	沿道地区B	沿道地区 C-1	沿道地区 C-2
		の	用途	(準住居)	(第2種住居)	(第2種住居)	第1種住居	(第1種住居)
		区	地域		(372 1至11.11)	(別2程圧冶)	第2種住居	(为1年11月)
		分					W THE THE	
	建		地区の面積	約 6.5 ha	約 8.5 ha	約 3.3 ha	約 6.1 ha	約 3.6 ha
							1,4	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
				準住居地域	第2種住居	第2種住	第1種	第1種住
地				内に建てられ	地域内に建て	居地域内に	住居地域	居地域内に
	築	建	築物等の	る建築物のう	られる建築物	建てられる	及び第2	建てられる
				ち、次の各号	のうち、次の	建築物のう	種住居地	建築物のう
		用	途の制限	に掲げる建築	各号に掲げる	ち次の各号	域内に建	ち次の各号
				物を建築して	建築物を建築	に掲げる建	てられる	に掲げる建
区	物			はならない	してはならな	築物を建築	建築物の	築物を建築
				(用途利用し	い(用途利用	してはなら	うち次の	してはなら
				てはならな	してはならな	ない(用途	各号に掲	ない(用途
				(1).	(1).	利用しては	げる建築	利用しては
	等					ならない)。	物を建築	ならない)。
整				1) 倉庫業倉庫	1)自動車教習所		してはな	
				2) 畜舎	2)畜舎	1)自動車教	らない (用	1)自動車教
				3) ゴルフ練習	3)」 ルフ練習場、	習所	途利用し	習所
	に			場、ハ・ッティン		2)畜舎	てはなら	2)畜舎
				グ 練習場	習場	3)」 ルフ練習	ない)。	3)コ゚ルフ練習
備				4)工場 (パン	4) 工場 (パン屋、	場、パッテ		場、バッティ
				屋、菓子屋、	菓子屋、洋服	ィング練習	1)自動車	ング練習場
	関			洋服店、自	店、自転車店	場	教習所	4)カラオケ
				転車店等で	等で作業場の	4)カラオケ	2) 畜舎	ボックス
= 1				作業場の床	床面積が50㎡	ボックス	3) ゴルフ練	等
計	احدا			面積が50㎡	以下のものを	等	習場、バ	5)麻雀屋、
	す			以下のもの	除く)	5)麻雀屋、	ッティンク・	ぱちんこ
				を除く)	5)自動車修理	ぱちんこ	練習場	屋、射的
				5)自動車修理	工場	屋、射的	4)カラオ	場、馬券・
	7			工場	6)火薬、石油類、	場、馬券	ケボッ	車券売場
画	る			6)火薬、石油	がス等の危険	・車券売	クス等	等
				類がス等の	物を貯蔵・処	場等	5)麻雀屋、	
				危険物を貯	理する施設		ぱちん	N
	#			蔵・処理す	7) カラオケホ・ックス等		こ屋、	
	事		1	る施設	8) 麻雀屋、ぱち		射的場、	
				7) 麻雀屋、ぱ	んこ屋、射的		馬券·車	
			1	ちんこ屋、	場、馬券・車券		券 売 場	
	TE			射的場、馬	売場等		等	
	項			券・車券売	9) 風俗営業等の			
				場等	規制及び業務			
					の適正化に関			
					する法律第2			
					条第2号に該			
					当する営業の			
					用途に供する			
					建築物			
1	1			I	I			

1 1	1			1					
	建	建築物の敷地	250 ㎡(約 75 坪)	165 m² (約50坪)				
	築	産業物の放地面積の最低限度	 ・敷地を分割する場合において、1土地が最低敷地面積を確保できない場合は、その他の土地については最低敷地面積とする。 ・但し、告示日において現に存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として利用する場合はこの限りではない。 						
地		建築物の外壁又は柱面から敷地の境界線までの距離は、次に掲げる 壁面の位置の 値 (m) 以上後退した位置とする。							
	物	制限	1. 国際センター線 (幅員25m区間) <道路 道路に面する建築物の外壁は、道路 した位置とする。						
区	等		2. 沢岻・石嶺線 <道路(2)地区>【 幅員 道路に面する建築物の外壁は、道路 した位置とする。		.0m以上後退				
整	に	3. 国際センター線(幅員18m区間)、県道153号線、下平良大名原線、域外幹線 <道路(3)地区>【幅員:18m,16m】 道路に面する建築物の外壁は、道路境界線から1.5m以上後退した位置とする。なお、壁面後退による空地は環境に配慮した線化を行うために確保されるものとする。 4. 前田線、グリーンハイツ線 <道路(4)地区>【幅員:16m】 道路に面する建築物の外壁は、道路境界線から1.5m以上後退した位置とする。 5. その他の道路(区画道路) <道路(5)地区>【幅員:6m】 道路に面する建築物の外壁は、道路境界線から1.5m以上後退した位置とする。							
備	関								
	す								
計	る		6. 隣地境界線 隣地に面する建築物の外壁は、各隣 物の敷地面積の最低限度に満たない敷 9 m未満の敷地の場合は0.5m) 以上後	地の場合、ま	たは間口幅が				
画	事	但し、角地等の敷地で、それぞれの敷地の属する地区に定められた質べい率の最高限度を確保できない場合においては、当該建ペい率の最高限度を確保することができる距離を限度として、ぞれぞれの地区の壁間							
	7	建築物等の高 さの最高限度	_	_	15m				
	項	建築物等の高 さの最低限度	6 m	_					

		建築物等の形	建築物等の形態又は意匠は次の各号に掲げるものとする。				
地	建	態又は意匠の	1. 壁に用いる主たる色彩は原色を避け、周囲と調和した色彩とする。				
	築	制限	2. 高架タンク等の屋上突出物は遮へいするなど、目立たないよう配慮する。				
区	物						
整	等		3. 建築物の2階以上に駐車場を併設する場合、透過不可な手すり壁を設けて遮へいすることなどにより、可能な限り車両のライトが外部に漏れないよう配慮する。				
	に						
備	関		4. 低層住宅地区において、広告、看板類で次の各号の一に該当するものは設置してはならない。 1)一辺の寸法が1.2mを超えるもの、若しくは表示面積(表示面				
計	す		が2面以上の場合はその合計)が1㎡を超えるもの。 2)刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を				
	る		損なうもの。				
画	事	垣又はさくの	道路に面する側および壁面後退に係る部分の垣又はさくの構造は次の各号の一に掲げるものとする。但し、門柱及び門扉についてはこの限				
	項	構造の制限	りではないが、門柱及び門扉についても周辺環境に配慮したものとする。				
			 生け垣 高さ 60cm のブロックまたはコンクリートの基礎の上に見通しのできるフェンス等を施し、それに植栽を組み合わせたもの(但し、全体でも高さは道路から 1.5 m以下とする)。 				
		緑化率の最低 限度	 国際センター線(幅員 25 m区間)および沢岻・石嶺線に接する敷地においては、敷地内に敷地面積の5%に相当する緑地を設けることとし、間口側道路境界線の長さの1/4以上を道路に接するよう配置するものとする。なお、駐車場は、駐車に支障がない部分を緑化するものとする。 その他の敷地の間口側の道路に接する部分については、間口側道路境界線の長さの1/4程度を緑化するものとする。 				
	備	考	 現に存する建築物でこれらの制限に告示日において適合しないものを除く。ただし、建て替え時を除く。 なお、現に存する建築物でこれらの制限に適合しないものの増改築の制限を行う。 その他、この計画の執行に関し必要な事項は運用基準に定める。 				

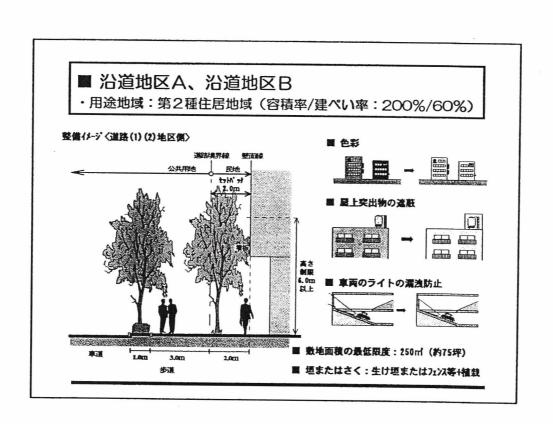
				,				
		地区の区分	地 区 の 名 称 (用 竣 地 域)	沿道 住宅地区A (第2種 中高層	沿道住宅地区B 住宅地区B (第1種) 中高層	低 層 住宅地区 第1種低層 第2種低層	中 低 層 住宅地区A 第1種 中高層	中 低 層 住宅地区 B (第1種住居)
	建),	地区の面積	約 3.1 ha	約 5.9 ha	約 40.0 ha	約 15.3 ha	約 3.1 ha
地	築		築物等の途の制限	第2種中 高層住居専 用地域内に 建てられる 建築物のう	第1種 第 層 は は は は に る れ る の の の の の の の の の の の の の	第1種 層住 は は は な 種 低 用 び 層 に は に に に に に に に に に に に に に	第1種中 高層住居専 用地域内に 建てられる 建築物のう	第1種住居 地域内に建て られる建築物 のうち、次の各 号に掲げる建
区	物			ち、次の各 号に掲げる 建築物を建 築してはな	ち、次の各 号に掲げる 建築 してはな	域内に建て られる建築 物のうち、 次の各号に	ち、次の各 号に掲げる 建築物を建 築してはな	築物を建築してはならない (用途利用してはならない)。
整	等			らない(用 途利用して はならな い)。	らない(用 途利用して は な ら な い)。	掲りでは、	らない(用 途利用して は な ら な い)。	1)店舗、事務 所等の床面 積の合計が 150㎡を超
備	に			1)店舗、事務所等の床面積の合計が	1)畜舎	らない)。 1)畜舎 2)神社、寺 院、教会	1)畜舎 2)神社、寺院、教会等	えるもの 2)ホテル、旅館 3)ボ-リング場、 ゴルフ練習 場、バッティン
計	関する			500㎡を 超えるも の 2)畜舎 3)火薬、石		等		が練習場等 4)幼稚園、小学 校、中学校、 高等学校
画	る			油類、ガス等のを貯蔵・処理・る施設				5) 大学、専修 学校等 6) 神社、寺院、 教会等 7)病院
	事			-SINERX				8)自動車教習所 9)畜舎 10)工場(パン 屋、菓子屋、
	項							洋服店、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のもの
								を除く) 11) 車修 理工薬、石 類、大が、な 類、大が、な で で で で で で で で で で で で で で で で の で の

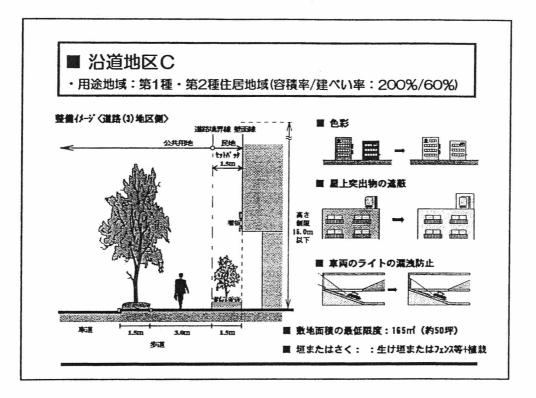
		7.井林 肚 の 北 1 1		1	 165 ㎡(約 5	50坪)	.1	
	建	建築物の敷地 面積の最低 限度	場合は、 ・但し、告 度に満た	その他の土地に 示日において現	ついては最低 に存する敷 ては、その	地が最低敷地面積 低敷地面積とする。 地で、建築物の敷 全部を一つの敷地	。 【地面積の最低M	
地	築	壁面の位置の	1	外壁又は柱面か 上後退した位置		界線までの距離は	た、次に掲げる数	
•	物	制限	道			<道路(1)地区> 、道路境界線から		
区	等		道	・石嶺線<道路(路に面する建築 立置とする。		幅員:25m 】 、道路境界線から	52.0m以上後近	
整	に		域外 道 した(幹線<道路(3)地 路に面する建築	区>【 幅員 物の外壁は お、壁面後;	県道153号線、下 :18m, 16m 】 、道路境界線から 退による空地は環 ごする。	51.5m以上後追	
備	関		道記			(4)地区>【 幅員 、道路境界線から		
⊕ L	す		道路			(5)地区>【 幅員 . 道路境界線から		
計	る		6. 隣地場 隣均 物の裏	他に面する建築	物の外壁は、 限度に満たた	各隣地境界線か い敷地の場合、	·ら1.0m(建築 またけ間口幅か	
画	事		9 m未 但し、角地		合は0.5m) 」 それぞれの患	以上後退した位置 対地の属する地区	とする。 に定められた建	
	項		限度を確保す	ペい率の最高限度を確保できない場合においては、当該建ペい率の最高限度を確保することができる距離を限度として、ぞれぞれの地区の壁面の距離を緩和することができるものとする。				
		建築物等の高さの最高限度	15m	15m	_	15m 建、地勘のをそ認のこの 地状し好害がらつ限 の内の等周環るいるてで を辺境おともになるでで はないるでで	15m	

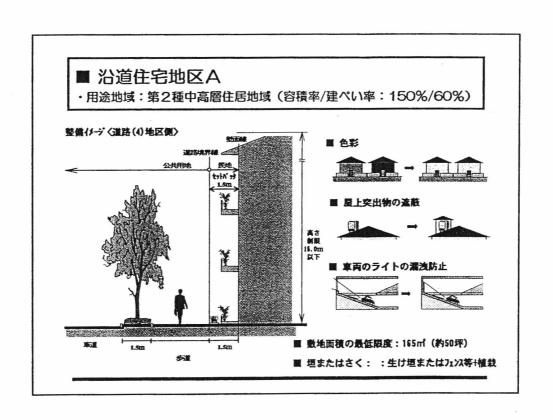
1	1		
		建築物等の高 さの最低限度	_
	建	建築物等の形	建築物等の形態又は意匠は次の各号に掲げるものとする。
地	建	建築物等の形	1. 外壁に用いる主たる色彩は原色を避け、周囲と調和した色彩とする。
	物	態又は意匠の	2. 高架タンク等の屋上突出物は遮へいするなど、目立たないよう配慮する。
区	199	制限	3. 建築物の2階以上に駐車場を併設する場合、透過不可な手すり壁を
	等		3. 建築物のと階以上に駐車場を研設する場合、透過不可な子すり壁を 設けて遮へいすることなどにより、可能な限り車両のライトが外部 に漏れないよう配慮する。
整	に		4. 低層住宅地区において、広告、看板類で次の各号の一に該当するものは設置してはならない。
備	関		1) 一辺の寸法が1.2mを超えるもの、若しくは表示面積(表示面が2面以上の場合はその合計)が1mを超えるもの。
計	す		2) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を 損なうもの。
画	る事	垣又はさくの	道路に面する側および壁面後退に係る部分の垣又はさくの構造は次の各号の一に掲げるものとする。但し、門柱及び門扉についてはこの限りではないが、門柱及び門扉についても周辺環境に配慮したものとする。
	項	構造の制限	1. 生け垣 2. 高さ 60cm のブロックまたはコンクリートの基礎の上に見通しのできるフェンス等を施し、それに植栽を組み合わせたもの(但し、全体でも高さは道路から 1.5 m以下とする)。
		緑化率の最低限度	1. 国際センター線(幅員 25 m区間)および沢岻・石嶺線に接する敷地においては、敷地内に敷地面積の5%に相当する緑地を設けることとし、間口側道路境界線の長さの1/4以上を道路に接するよう配置するものとする。なお、駐車場は、駐車に支障がない部分を緑化するものとする。 2. その他の敷地の間口側の道路に接する部分については、間口側道路境界線の長さの1/4程度を緑化するものとする。
	備	考	 現に存する建築物でこれらの制限に告示日において適合しないものを除く。ただし、建て替え時を除く。 なお、現に存する建築物でこれらの制限に適合しないものの増改築の制限を行う。 その他、この計画の執行に関し必要な事項は運用基準に定める。

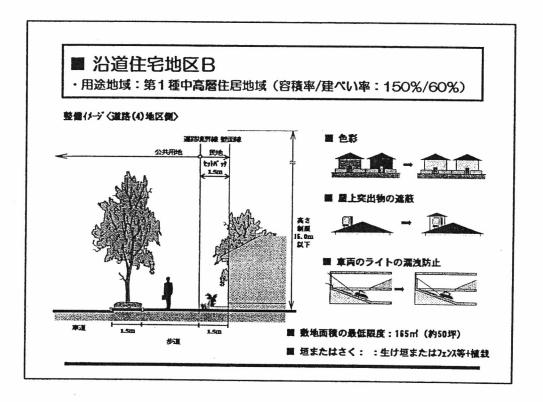
「区域は計画図表示のとおり」

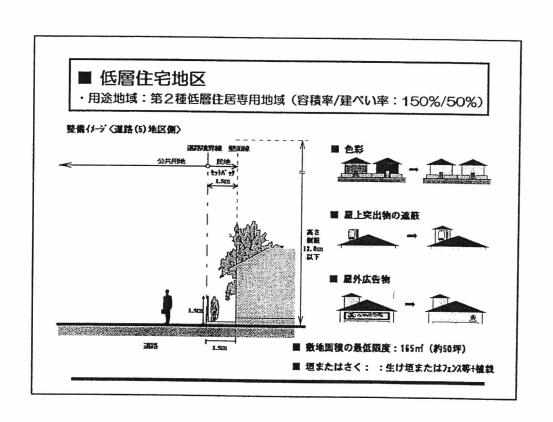
理由:本地区は、浦添南第一地区土地区画整理事業が施行されている地区であり、高質で高感度な住み良い都市居住地区の形成を誘導するため、地区計画を策定する。











■ 中低層住宅地区A

・用途地域:第1種中高層住居専用地域(容積率/建ペい率:150%/60%)

■ 中低層住宅地区B

・用途地域:第1種住居専用地域(容積率/建ペい率:200%/60%)

